

国立市立保育園民営化ガイドライン（案）

（第12回保育審議会に向けて）

1. ガイドラインの理念

国立市立保育園の民営化にあたっては、子どもの最善の利益を優先します。

2. ガイドラインの目的

この「国立市立保育園民営化ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、国立市立保育園の民営化にあたり、移管の基準を定め、市民・保護者・事業者等に広く示すことにより、民営化に対する子どもと保護者の不安を解消しながら円滑な移管を行うとともに、国立市立保育園で積み重ねてきた保育の質を維持・向上することができる優良事業者の参入を促すことにより、安定的、継続的な保育園運営を達成することを目的としています。

なお、このガイドラインは、市で最初となる国立市立保育園1園の民営化に対して適用するものです。

3. 民営化の進め方

市立保育園の民営化の取組にあたっては、以下の点を基本に進めていきます。

- ① 市立保育園の民営化は、保護者の理解と協力が不可欠です。そのため、市は、保護者への情報提供と説明を十分に行うことにより**説明責任を果たすとともに、保護者の意見・要望を反映させながら**実施します。
- ② 市立保育園の民営化にあたっては、保育環境が変わることによる園児への影響を最小限に抑えるとともに、民営化に対する保護者の不安を解消しながら民営化に取り組みます。

4. 対象園の公表と説明責任

市が民営化対象保育園を決定した際には、民営化対象保育園の保護者や新たに保育園に入園を希望する保護者に配慮し、速やかに市ホームページ等により公表します。

また、民営化対象保育園の保護者や新たに保育園に入園を希望する保護者に対し、説明会を実施し、**説明責任を果たします。**

5. 民営化の手法

(1) 方式

民営化の方式は、「民設民営¹」とします。

(2) 運営主体

設置・運営主体は、認可保育園の運営実績が**6年以上ある**「社会福祉法人」とします。

(3) 事業者の募集方法

事業者の募集は、優良な事業者を確保するため、社会福祉法人を対象とした「公募」により実施することとし、募集期間については、事業者が余裕をもって応募できるよう2か月以上の期間を設定します。

また、募集の際には、このガイドラインに沿った募集要項を**市が**作成し公開します。**募集要項の作成にあたっては、民営化対象保育園の園児保護者の意見や要望を最大限考慮します。**

(4) 募集条件<運営全般>

- ① 選定された法人が自ら保育園を運営すること。
- ② 移管された土地や建物、備品等は当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。
- ③ 移管後は、保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域性を生かした運営に努めること。

¹ 「民設民営」とは、認可保育園の設置主体及び運営主体が、ともに事業者により行われる形態をいい、民営化により、現在の市立保育園の土地（市有地の場合）、建物を事業者に譲渡または貸与し、事業者により管理・運営する方式です。現在の市立保育園は、「公設公営」方式であり、設置主体及び運営主体がともに市となっています。他の方式としては、「公設民営」方式があり、設置主体が市で、運営主体が事業者の形態です。

- ④ 「保育所保育指針²」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。
- ⑤ 保育所の整備、運営にあたっては、関係法令及び、都・市の指導を遵守すること。

<基本的条件>

- ① 受入月齢及び定員構成を継承すること。
- ② 現状と同体制のしょうがい児保育（特別支援保育）を実施すること。
- ③ 開所時間、保育時間（延長保育時間を含む。）及び開所日を継承すること。ただし、特別保育事業等の実施に際し、開所時間等を延長する際はこの限りではない。
- ④ 保護者の費用負担に配慮し、市があらかじめ認めた費用（延長保育等の特別保育事業に係る利用料金）以外の負担を求めないこと。
- ⑤ 対象施設の年間行事を原則として継承すること。
- ⑥ これまでの園庭開放、育児相談等の子育て支援・子育て交流事業を継承し、さらなる子育て支援事業にも取り組むこと。
- ⑦ 苦情対応への体制（苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。
- ⑧ 自園調理方式により、**保育士、栄養士、調理師と園児が顔の見えるつながりの中で食育に取り組む**とともに、安全・安心な給食を提供すること。また、アレルギーを持つ児童への対応を丁寧に行うこと。
- ⑨ 保護者会など保護者の活動を尊重すること。

<職員配置等の条件>

- ① 常勤職員は、入所児童数に応じて市の職員配置基準³に基づいて配置すること。

² 「保育所保育指針」とは、厚生労働大臣が定める指針で、保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたものです。保育所における保育内容は、各保育所の独自性や創意工夫が第一義的に尊重されるべきものである一方で、すべての子どもの最善の利益のためには、共通の枠組みが必要です。そのため、この指針において全ての保育所が拠るべき保育の基本的事項を定め、一定の保育水準を確保するものです。施設設備基準や職員配置基準と相まって、保育所における保育の質を担保する仕組みとなります。

³ 「職員配置基準」は、子どもと職員の割合が、0歳児3対1、1歳児5対1、2歳児6対1、3歳児20対1、4歳児及び5歳児30対1が基準となっています。

- ② 施設長及び主任保育士は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有し、**幹部職員としての能力と経験を有していること。**
- ③ 市の保育士配置基準により算出された必要保育士は、保育士の資格を有し、そのうち3分の1の保育士は、**未就学児の保育経験年数⁴が6年以上の者であること。**
- ④ **当初配置の保育士については、特別の事情がない限り移管初年度は変更しないこと。**
- ⑤ 対象施設に勤務している非常勤職員等が、対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。

(5) 事業者の選定方法

事業者の選定にあたっては、市は「事業者選定委員会」を設置し、移管する事業者を当該委員会において選定します。「事業者選定委員会」の委員については、学識経験者、保育現場経験者を含む市職員等により構成することとします。

民営化対象保育園の園児保護者については、「オブザーバー委員⁵」として参加するほか、保護者が推薦する学識経験者を参画させることができることとします。また、「事業者選定委員会」において保護者からの意見を伺う機会を設けます。

選定方法は「プロポーザル方式⁶」により実施することとし、**その審査過程については、原則公開とします。**

(6) 事業者の選定基準

事業者の選定にあたっては、以下の①から⑭まで点を重視します。

⁴ 「未就学児の保育経験年数」は、保育園、幼稚園、認定こども園、乳児院、児童養護施設における保育経験を指します。

⁵ 「オブザーバー委員」とは、事業者選定委員会のメンバーとして委員会に出席し、応募事業者の採点作業は行いませんが、事業者の選定にあたっての重視すべき点や留意すべき点などについて意見を述べる事ができる委員です。園児保護者の参画方法については、国立市保育審議会での審議経過として、保護者代表として参加した場合に、全ての保護者の意見を代弁する役割は負担が大きく、委員となった保護者の結果に対する責任が重過ぎるとの考えから、オブザーバー委員として参画することとなりました。

⁶ 「プロポーザル方式」とは、その性質または目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合に、一定の条件を満たす者を公募または指名の方法により、実施体制、専門性、企画力、技術力、実績、創造性等を勘案し、価格の妥当性を含めた総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、当該業務に係る提案書の提出を受け、当該業務の履行に最も適した相手方となる候補者を決定する方式をいいます。

- ① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ② 市が指定する条件に基づき、保育サービスを提供することができる事業者であること。
- ③ **市立保育園の保育水準を満たし、保育の質を維持、向上に取り組むことができる事業者であること。**
- ④ 保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ⑤ 保育に対する高い専門知識や豊富な経験、意欲ある職員が確保されること。
- ⑥ 市立保育園と同水準の職員配置ができること。
- ⑦ 資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。
- ⑧ 特殊な教育方針、反社会的な信条を持たないこと。
- ⑨ 民営化する保育園であることを十分に認識し、保育士の入れ替わりなど環境変化に対する子どもの負担を最小限にするように努めるとともに、保護者に対して柔軟で適切な対応ができること。
- ⑩ 子どもが保育園に入園している家庭のみならず、地域の未就学児のいる子育て家庭全体の保護者支援⁷に積極的であること。
- ⑪ 事業者が現に保育園を運営している地域において、地域貢献や実績があること。
- ⑫ 事業者が現に保育を行っている保育園において、職員の人材育成が積極的に行われており、**職員の意見が考慮された園の運営が行われていること。**
- ⑬ **保護者・事業者・市の三者により構成される「三者協議会」に誠実に参加し、保護者・市と協力しながら、より良い保育を目指す姿勢があること。**
- ⑭ 健康、安全面に対する管理体制が十分にとれていること。

⁷ 「保護者支援」は、厚生労働大臣が定める保育所保育指針の第6章に定められており、保育所における保護者に対する支援の基本、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援について示されています。

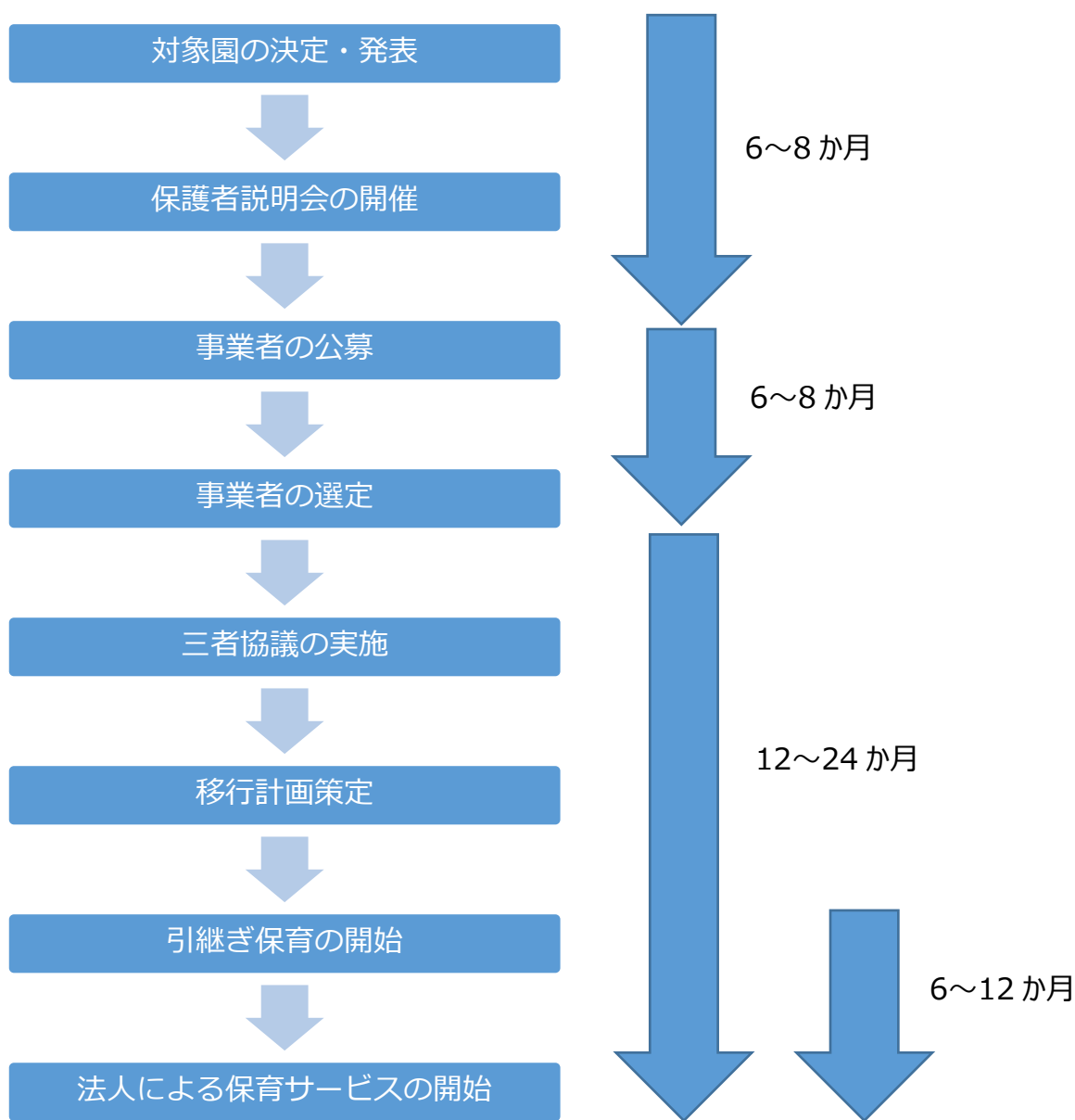
(7) 事業者の決定と公表

「事業者選定委員会」における移管事業者の選定結果を受け、市長が最終的に事業者を決定します。

(8) 移管のスケジュール

新たな運営主体となる社会福祉法人への移管にあたっては、下記のスケジュールに沿って進めます。

<民営化移行のプロセスと期間の目安>



6. 引継ぎ

(1) 保育内容の継承

市立保育園の民営化にあたっては、民営化する市立保育園の一定の保育内容を継承していきます。また、三者協議会等において、保護者と十分に意見交換する中で、出された意見については、行事等に反映します。

(2) 三者協議の実施

保護者・事業者・市の三者で構成される三者協議会を設置し、具体的な引継ぎ内容等を協議します。三者協議会の構成メンバーは、保護者、市（担当課、当該園の園長等の保育士）、事業者（理事長、保育士）を基本とします。

三者協議会の開催は、移管前は積極的に実施することとし、移管後も課題の確認など定期的な開催が必要であることから、移管後は三者協議会を最低年4回、継続的に開催することとします。

(3) 合同保育の実施

市立保育園の民営化による子どもたちへの影響を最小限に抑えるため、現在の保育士と新たな事業者の保育士が合同で保育を行う期間（合同保育期間）を設定します。合同保育期間については、三者協議会において協議し、最終的には市において決定します。

合同保育には、移管後の担任予定者を配置し、個々の子どもの様子を把握する中で、きめ細かく対応しながら引継ぎを行うことにより、新たな事業者による保育園運営へのスムーズな移管を行います。なお、移管前の合同保育に係る費用については、市が負担するものとします。

また、移管後の合同保育については、新たな事業者に移管された認可保育園に、市の保育士を派遣する方法により実施します。

(4) 市による支援及び進行管理

市は、引継ぎが**ガイドラインに則って**計画的に実施されているかの進行管理について責任をもって取り組みます。その中で、引継ぎに関する問題が発生した場合には、市が積極的に調整に入り、必要な改善・指導を実施していきます。

7. 民営化後の取組

(1) 評価と公表

民営化後の評価として、福祉サービス第三者評価⁸の受審を義務付けることとし、その評価結果については、広く公開していきます。評価結果については、三者協議会等にフィードバックし、必要な改善を行っていきます。

(2) 市の確認・点検・支援

市は、園の運営や保育内容について、**定期的に確認を行うとともに**、必要に応じて指導及び監督を行います。また、保育園民営化後の保育の状況等を把握するため、保育園民営化に関する保護者アンケートを実施し、**結果を公表します**。

福祉サービス第三者評価の結果、保護者アンケートの結果、三者協議会において出された意見及び市に直接寄せられた意見については、市において点検し、改善の必要がある場合には、市が責任を持って対応します。

また、市による支援として、保育園職員に対する研修など市全体の保育力向上のための人材育成に積極的に取り組みます。

8. 転園希望

市立保育園民営化に伴い、他の市内認可保育園への転園を希望する場合には、優先措置を行います。ただし、転園申請を提出した場合においても、転園希望先の認可保育園に募集枠がない場合など、必ずしも転園が保障されるものではありません。また、転園の優先措置は1度のみに対応とします。

⁸「福祉サービス第三者評価」とは、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

東京都においては、東京都福祉サービス評価推進機構が認証した評価機関と福祉サービス事業者の契約に基づき評価が実施されています。評価機関は、施設や事業所のすべての職員や利用者を対象としたアンケート調査を行った上で、実際に施設を訪れ、サービスの現場や職員へのヒアリングを通して、サービス内容や組織運営について総合的に分析し、評価を行います。結果は「とうきょう福祉ナビゲーション」で公表されます。

